

# 丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

令和7年10月1日更新

## 1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度により、丹波篠山市（以下「市」または「本市」という）へ寄附した市外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」という）を贈ることにより、本市の魅力の発信、地元製品のPR並びに販路の拡大による地域経済の活性化を図るため、返礼品を提供する事業所（以下「返礼品提供事業者」という）を募集する。

## 2 事業概要

(1) 本市の返礼品は、寄附者が返礼品のウェブサイト等から、寄附額に応じた希望する商品を選択できる制度を採用する。提供の商品が、本市のふるさと納税の返礼品として採用された場合は、ウェブサイト等に掲載する。

(2) 効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、市は返礼品の手配業務全般を指定する事業者へ委託します。

（以下「手配業務受託者」という）返礼品提供事業者は、提供の商品が返礼品として承認された後、手配業務受託者と返礼品の供給にかかる契約を取り交わす必要がある。現在の手配業務受託者は下記のとおり。

ア キクヤ株式会社

（兵庫県丹波篠山市東岡屋 295）

イ 株式会社さとふる

（東京都中央区京橋二丁目 2-1 京橋エドグラン 13 階）

## 3 返礼品提供事業者の要件

以下の（1）または（2）の事業者であること。

(1) 返礼品提供事業者は、本市に代わって返礼品を発送し、寄附者に誠意をもって対応できる者で、以下の要件をすべて満たしていること。

ただし、要件を満たしていても、本市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りでない。

ア 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること

イ インターネットを利用する環境が整っていること。また、電子メール、エクセルが使用できること

ウ 代表者等が、丹波篠山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団及び暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと

エ 丹波篠山市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること

(2) ポータルサイトの運営者または手配業務受託者であること

#### 4 返礼品の要件

(1) 上記3の要件を満たす事業者が、生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている、総務大臣が定める基準に適合する地場産品で、以下の要件をすべて満たしていること。

ただし、要件を満たしていても、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りでない。

ア 本市内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っているものであること

例) 市内で生産した栗→○

市外で生産した栗→×

市内で加工・製造した原材料が市外産の栗の菓子→○ (栗が市外産であることを明記)

市外で加工・製造した原材料が市外産の栗の菓子→×

市外で加工・製造した原材料の全てまたは大部分が市内産の栗の菓子→○

市内で瓶詰めのみした市外産の栗を使った栗の甘露煮→×

市内の茶商が監修し、市外で生産されているペットボトルのお茶→×

市内産の米 (5 kg) と市外産の海苔 (100 g) のセット→○

(海苔が市外産であることを明記)

市内本社の飲食店が市外の店舗で提供するお食事券→×

イ 本市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つものであること

ウ 品質および数量の面において、安定供給が見込めるもの (ただし、季節限定や期間限定、数量限定等のもの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること)

エ 食品については、寄附者に商品到着後に、適切な賞味 (消費) 期限が保証されているものであること

オ 平成28年4月1日付け総税企第37号総務大臣通知「地方税、同法施行法、同法施行規則の改正等について」XⅢ特記事項2(1)により通知された「ふるさと納税の趣旨」に反せず、公序良俗に反していないものであること

カ 平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること

- ・金銭類似性の高いもの (プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)
- ・資産性の高いもの (電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等)
- ・価格が高額のもの

キ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等、関係法規を遵守している

ものであること

- ク サービスの提供（体験型サービス、代行サービス等も含む）については、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること
- ・市内および市内施設内にてサービスが提供されること
  - ・市内の地域資源を利用していること
  - ・寄附者に対して、サービス提供を受けられることがわかる利用券等を発行すること。事前に利用指定日を設けないものは、送付後1年間程度の有効期限を設けることができること
  - ・天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設けること
  - ・安全に配慮して提供すること
- ケ 手配業務受託者が指定する配送業者により配送が可能な商品等であること。配送業者は下記のとおり。配送業者は手配業務受託者の都合により変更になる場合がある
- ・ヤマト運輸株式会社 クロネコヤマトWEB出荷サービス
- コ 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や画像データ等）が提供可能であること。画像データについては、返礼品提供事業者が著作権を持つもの、または利用の許諾を受けているものを提供すること
- (2) その他、市が特に求めるもの
- (3) 上記要件を満たしているものであっても、地方税法等の改正、総務大臣通知等により、ふるさと納税制度の運用の変更があった場合は、返礼品としての取り扱いを中止する場合がある

## 5 返礼品提供事業者の登録期間

登録の日から無期限とする。

※令和6年10月1日以降に登録された事業者について適用

## 6 返礼品提供事業者の登録申請方法

次の書類に必要な資料を添付して、丹波篠山市企画総務部創造都市課へ提出または市が指定する申請フォームから申請を行うこと。

なお、申請に係る費用の一切は、応募者の負担とする。

- (1) 丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書および同意書（様式第2号）
- (3) 「個人事業主」、「その他の団体」に該当する場合は申請者の本人確認ができる書類  
※運転免許証等の身分を証明する書類（その他の団体の場合は代表者の本人確認書類）
- (4) その他市が必要と認める書類

## 7 審査結果

申請内容を総合的に判断し、返礼品提供事業者の登録の可否を、丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認（不承認）通知書（様式第3号）により、応募者へ通知する。

登録を承認した返礼品提供事業者については、手配業務受託者から商品の発注・配送等に係るシステム（「レジホーム」CMS等）の利用等について連絡する。

## 8 返礼品の承認申請方法

手配業務受託者が提供するシステム（「レジホーム」CMS等）を通じて、商品の登録と承認申請を行うこと。返礼品の承認の可否は、同システムを通じて通知する。

承認された返礼品は順次掲載する。

### 【返礼品承認申請の際の留意事項】

- ①返礼品の画像データは、返礼品の内容がよくわかる鮮明なものを1つ以上用意し、返礼品提供事業者が著作権・使用权を有する画像とすること。画像は梱包内容・状態が確認できる写真も用意することとし、多い方が望ましい。
- ②仕入値は商品代と梱包費用等（消費税等含む）とし、送料は含めないこと。（送料は市で負担する。）
- ③キーワード検索やカテゴリ検索で返礼品を選び、寄附をする寄附者があることから、カテゴリは必ず記入すること。なお、カテゴリを統一するため、市または手配業務受託者（キクヤ等）で返礼事業者記入のカテゴリを変更する場合がある。
- ④返礼品の名称は、寄附者にとって商品内容がわかる名称をつけること。  
例）「ふるさとの味覚セット」→「ふるさとの味覚セット（黒豆煮、栗甘露煮）」
- ⑤「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」「さとふる」「ANAのふるさと納税」「マイナビふるさと納税」の2つ以上に掲載する場合の数量限定の返礼品は、それぞれに提供できる数量を設定すること。
- ⑥今回以降の、返礼品の登録承認申請は、毎月10日を締め切りとする。承認はその月の末日までに行う。掲載が末日以降になる場合があることを見込んで、承認申請をすること。  
例）8/20に承認申請→9/10に申請→9/30に承認→10/10に掲載  
例）8/10に承認申請→8/10に申請→8/31に承認→9/10に掲載
- ⑦登録している返礼品の提供ができなくなった場合は、速やかに手配業務受託者に連絡すること。

### 【発送等にかかる留意事項】

- ①返礼品の提供のために知り得た寄附者情報を利用して、寄附者にダイレクトメール等の販促活動することは禁止する。利用が判明した場合は、事業者登録を取り消すことがある。
- ②返礼品と同梱であれば、添状や商品案内のパンフレット、返礼品提供事業者のパンフレット等を同封することは可能である。（ただし、送料が増加しないようにすること）試供品・サービス品の同梱は「返礼率は寄附額の3割以下」という基準に反する場合があることから不可とする。
- ③寄附者に届いた際に破損等がないよう、丁寧に梱包すること。返礼品の不良・不備等にかかる苦情は、返礼品提供事業者において責任をもって対応し、代替品や再送にかかる費

用は返礼品提供事業者の負担とする。返礼品にかかるトラブルについて、市は一切の責任を負わない。

## 9 返礼品提供事業者の登録取消

- (1) 返礼品提供事業者は、返礼品提供事業者登録の取り消しを希望する時は丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録取り消し申出書（様式第4号）により市長に申し出なければならない。
- (2) 市は、登録された返礼品提供事業者が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査し、審査の結果、継続が認められないと判断した場合は、登録期間内であっても、当該返礼品提供事業者に対し、「丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録取り消し通知書」（様式第5号）により、取り消しを通知する。
  - ア 前項の規定により登録の取り消しを申し出たとき。
  - イ 本要項3に定める要件を満たさなくなった場合
  - ウ 提出書類に虚偽があった場合
  - エ 市に損害を及ぼす行為があった場合
  - オ その他、返礼品提供事業者としてふさわしくない行為があった場合
- (3) (1)(2)の規定にかかわらず、返礼品提供事業者が会社更生手続、民事再生手続、破産手続、特別清算を開始または事業を停止した場合は、市は通知書を送付せず、登録を取り消すことができる。

## 10 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、個人情報の取り扱いについて、丹波篠山市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付とその問い合わせ対応以外の目的に使用してはならない。

## 11 その他の留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、登録の決定後、手配業務受託者から業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、手配業務受託者へ提供すること。
- (2) 本市がふるさと納税制度の広報活動を行う上で、必要に応じて返礼品提供事業者へ、返礼品の見本や画像の提供、取材協力依頼をする場合がある。
- (3) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等については、返礼品提供事業者の責任において処理すること。寄附者からの返礼品に関する苦情等については、真摯に対応し解決に努めるものとする。なお、品質等の保証については、返礼品提供事業者が行うものとする。
- (4) 平成31年4月に創設された「ふるさと納税指定制度」（平成31年総務省告示179号）に基づき、当市は総務大臣に申し出ることで毎年9月に「ふるさと納税の対象となる指定」を受けているが、何らかの事情により指定を受けられなかった、もしくは指定期間中に除外された場合、それに伴って寄附の受付や返礼品の発注・配送手配など返

礼品提供事業者としての登録を含む丹波篠山市ふるさと納税の運用を停止する場合があります。

※「ふるさと納税指定制度」

総務大臣が以下の基準に適合した地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する仕組みで、指定対象外の団体に対する寄附は、特例控除の対象外となる。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② （①の地方団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
  - ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること
  - ・返礼品を地場産品とすること

## 12 問い合わせ・申し込み先

丹波篠山市企画総務部創造都市課

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町4-1（本庁舎3階）

電話：079-552-5796 FAX：079-552-5665

メールアドレス：furusato\_div@city.sasayama.hyogo.jp

(様式第1号)

丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書

令和 年 月 日

丹波篠山市長 様

申請者 所在地  
事業者名  
代表者氏名

「丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項」に基づき、下記の内容で返礼品提供事業者の登録を申請します。

記

登録種別	分類
法人番号	
必要許認可	
事業者名 (屋号)	
代表者役職・氏名	
市内所在地等 (支店・工場等)	
業種・事業内容	
主な返礼品	
掲載を希望しない サイト	
担当者連絡先	
※ 上記所在地以外に送付希望の場合は住所まで入力	

(様式第2号)

誓約書並びに同意書

年 月 日

丹波篠山市長 様

所在地

事業者名

代表者氏名

担当者氏名

丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者への登録申請にあたり、以下について誓約並びに同意します。

なお、以下の事項に反した場合、登録の取り消し等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1. 誓約事項

- ・ 寄附者に対し誠意をもって対応すること。
- ・ 丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録募集要項の内容を遵守し、提供する返礼品は同要項に定める要件を満たしていること。
- ・ 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。
- ・ インターネットを利用する環境が整っていること。また、電子メール、エクセルが使用できること。
- ・ 代表者等が、丹波篠山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団及び暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- ・ 丹波篠山市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこと。

2. 同意事項

上記誓約事項および丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録募集要項の要件を満たしていることを確認するため、市が関係機関等に照会を行うこと。

(様式第3号)

丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認（不承認）通知書

年 月 日

(申請者名) 様

丹波篠山市長 印

年 月 日付けで申請のあった、丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認については、審査の結果、次のとおり決定したので、通知します。

- ・承認
- ・不承認  
(理由)

※該当する審査結果に○を記入。

(様式第4号)

丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録取り消し申出書

年 月 日

丹波篠山市長 様

所在地  
事業者名  
代表者氏名  
担当者氏名

下記のとおり返礼品提供事業者の登録を取り消したいので、丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項第9条第1項の規定により申し出ます。

なお、登録の取り消しにあたり、以下の二点について誓約します。

- 1 登録取消日以前に寄附者から申し込みのあった返礼品等の提供について、一切の責任を負うこと。
- 2 登録取消日以降も返礼品等の品質等に関する保証、苦情等については真摯に対応し解決に努めること。

記

取り消し希望日	
取り消しを希望する理由	

(様式第5号)

丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録取り消し通知書

年 月 日

(返礼品提供事業者) 様

丹波篠山市長 印

年 月 日付けで承認した丹波篠山市ふるさと納税返礼品提供事業者の登録については、登録を取り消したので、通知します。

記

・取り消しの理由